



JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール規定

2018年(平成30年)5月施行

一般社団法人日本スノーボードトリック検定&認定協会(JSTAAA)

「JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール」規定

第1条(目的)

本規定は、スポーツスノーボードの技術、ルール、マナーの正しい指導と普及を図り、もって国民の心身の向上に寄与する事業目的のためにフリースタイルスノーボードレスプロ資格認定制度を実施している一般社団法人日本スノーボードトリック検定&認定協会(以下 JSTAAA)がその事業目的の達成と JSTAAA 会員の職域の拡充、発展を期するため「JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール」の名称の下に、JSTAAA が開発したトリック検定を取り入れ、JSTAAA 会員が指導、教授するフリースタイルスノーボードスクールの設置、展開を促進するとともに、「JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール」の運営の健全性、適正性の維持を図ることを目的とする。

第2条(公認登録制)

既設、新設を問わず、自己の開設・経営(以下単に開設)するフリースタイルスノーボードスクールに JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称を使用しようとする開設者は、あらかじめ JSTAAA に JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認ならびに登録の許可申請をし、その公認ならびにこの許可登録を受けた後でなければ JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称を使用してはならない。

第3条(公認登録の申請)

前条の許可申請は、JSTAAA に対し所定の JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール公認登録申請書を提出して行う。

第4条(公認の審査と基準)

JSTAAA は、公認登録の許可申請に対し、理事の資格認証審査に付し、そのフリースタイルスノーボードスクールが以下の基準の総てを充たすものと認める場合は、公認登録を許可する。

- ① スクールの生徒に対する指導、教授が JSTAAA レスプロ資格認定取得者の権限と責任の下になされること。
- ② スクールで開催されるトリック検定が JSTAAA 公認の検定であること。
- ③ スクールの開設者が、スノーボードの健全な発展を目的とする JSTAAA に協調的であり、かつ社会的、経済的信用を有する者であること。
- ④ スクールの物的、人的設備、及びスクールで実施される指導カリキュラムが、生徒の指導効果をたかめるに充分なものであること。
- ⑤ スクールで事故の防止措置、及び事故発生の際の補償措置が講じてあること。
- ⑥ その他、当該スクールに JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称の使用を許可するに障害となる事情の存在しないこと。

第5条(有効期限と更新)

- ① JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認、登録の許可の有効期間は11月1日～翌年10月31日までの1年間とする。
- ② 期間満了の1ヶ月前までに JSTAAA または公認スクール様から書面による解約の申し出がないときは、本規定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

※その際、JSTAAA から公認スクール様へ公認登録更新料の請求書を送付する。

※請求書が届き次第、更新期限の10月31日までに第6条②項の継続公認料を指定口座へ納付しなければならない。

- ③ 新規スクール様のお申込み、ご登録は毎年9月30日までとする。

※但し、協会からの推薦の場合には登録期限はこれに限らない。

第6条(公認登録料)

- ① 第2条の公認登録の許可があったときは、直ちに公認登録料を JSTAAA に納付しなければならない。
- ② 公認登録料は、1スクール(1事業所)あたり1年間につき下記の通りとする。

新規公認 15,000円、 継続公認 12,000円

但し開設者が同時期に1名で2スクール新規公認を受ける場合は、2校目以降の新規公認登録料は1スクール12,000円とする

- ③ 納付された公認登録料は、いかなる場合でも返還しない。

第7条(公認証と登録番号)

第2条の許可を受け、かつ、前条の公認登録料を納付したスクール開設者は、JSTAAA に備置する JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクール名簿に登録され、JSTAAA から JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認証と登録番号の交付を受けることができる。

第8条(開設者、及び指導者の義務)

JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの開設者、及び JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールで指導、教授に従事する JSTAAA 会員は、次の義務を負う。

- ① 当該スクールにおける指導の内容、方法の充実と向上に努め、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールに対する生徒の信頼をたかめるよう不断に努力すること。
- ② 生徒との間の金銭上のトラブルを起こすなど、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名誉と信用を毀損する行為をしないこと。
- ③ 当該 JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの広告、表示に際しては、常に開設者の名称と指導、教授に従事する JSTAAA 会員の氏名を併記するものとし、当該 JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールが JSTAAA 自体によって開設され、又は経営されているかの如き誤認を招く表示をしないこと。
- ④ スクールの運営上、生徒その他の利害関係人との間にトラブルが生じたときは、その一切を自らの責任と負担において処理、解決すること。
- ⑤ JSTAAA から当該 JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールに関して報告を求められたときは、遅滞なくこれに応じること。
- ⑥ 公認フリースタイルスノーボードスクールへの申込者からは、暴力団等、反社会勢力の関係者ではないことの表明確約を取得する。
- ⑦ 公認フリースタイルスノーボードスクールの生徒が暴力団等、反社会勢力の関係者であることが分かった場合は、すみやかに対処し、対処の状況を JSTAAA に報告すること。

第9条(公認、登録の取り消し)

JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの開設者、もしくは JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの指導、教授に従事する JSTAAA 会員が、前条の義務に違反したとき、又は当該スクールが第4条の基準を充たさなくなったときは、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認、登録を取り消すことができるものとする。

第10条(公認の失効後の措置)

JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの公認が有効期間の満了、公認料の不納付、又は前条による取り消しにより失効したときは、スクールの開設者は、JSTAAA 公認フリースタイルスノーボードスクールの名称の使用を直ちに中止するとともに、公認証、及び登録番号を JSTAAA に返還しなければならない。

第11条

本規定は、JSTAAA の理事の資格認証の議を経て、随時改正することができ、理事会の承認を得て効力を生ずるものとする。

2018年(平成30年)5月施行